



平成29年5月24日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア
(コード番号: 2352 東証第二部)
本社所在地 : 東京都品川区西五反田七丁目20番9号
代 表 者 : 代 表 取 締 役 美 濃 和 男
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 中 西 康 治
TEL (03) 6672-6788 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第22回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、当社定款につきまして監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 平成29年6月29日(予定)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) <u>会計監査人</u>
第4条～第5条 (条文省略)	第4条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、7名以内とする。	第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、7名以内とする。
(新 設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新 設)	(削 除)
(新 設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新 設)	4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第21条～第22条 (条文省略)	第21条～第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第25条 (条文省略)	第24条～第25条 (現行どおり)
(新 設)	(取締役への委任)
(取締役会の議事録)	第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第27条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役) 第33条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>1 当社は、第22回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第22回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p>